

東京学芸大学留学生センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年4月3日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第10号

東京学芸大学留学生センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び専門基礎教育部門」を「，専門基礎教育部門及び短期留学プログラム部門」に改める。

附 則

この規程は，平成15年4月3日から施行し，平成14年4月1日から適用する。

東京学芸大学留学生センター規程 新旧対照表(抄)

| 現 行 | 改 正(案) |
|---|---|
| <p>〔省略〕</p> <p>(部門及び業務)</p> <p>第2条 センターに、日本語教育部門、留学生指導部門及び<u>専門基礎教育部門</u>を置き、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する日本語及び日本文化・日本事情等の教育</p> <p>(2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言</p> <p>(3) 外国人留学生に対する教育の在り方についての検討及び連絡調整</p> <p>(4) 外国人留学生のうち教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導</p> <p>(5) 海外への留学希望者に対する修学上及び生活上の助言</p> <p>(6) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務</p> <p>〔省略〕</p> | <p>〔省略〕</p> <p>(部門及び業務)</p> <p>第2条 センターに、日本語教育部門、留学生指導部門、<u>専門基礎教育部門及び短期留学プログラム部門</u>を置き、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する日本語及び日本文化・日本事情等の教育</p> <p>(2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言</p> <p>(3) 外国人留学生に対する教育の在り方についての検討及び連絡調整</p> <p>(4) 外国人留学生のうち教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導</p> <p>(5) 海外への留学希望者に対する修学上及び生活上の助言</p> <p>(6) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成15年4月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。</u></p> |